座間市ホームページ広告取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、座間市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第１６条の規定に基づき、市がインターネット上に公開しているホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類）

第２条　市ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

（広告掲載の対象）

第３条　市ホームページへ広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ウェブページの内容の範囲は、要綱第４条及び同要綱別表の基準を適用する。

（広告の規格）

第４条　広告の規格は、原則として次のとおりとする。

トップページ下部

|  |  |
| --- | --- |
| 大きさ | 縦６０ピクセル×横１５０ピクセル |
| 形式 | GIF（アニメ可、透過GIF不可） |
| データ容量 | ４KB以下 |
| その他 | ウェブコンテンツＪＩＳ（JIS X8341-3）準拠 |

（広告の掲載場所、位置及び枠数）

第５条　広告を掲載する場所はトップページとし、枠数は募集の際に指定する。

（広告の料金）

第６条　広告の料金（以下「広告料」という。）は、１枠当たり月額１０，０００円とする。

（広告の掲載期間）

第７条　広告を掲載する期間は、１カ月単位とし、最長１２カ月以内とする。

（広告主等の募集）

第８条　広告の募集は、要綱第７条第１項に規定する方法で、募集の際に決定し、行う。

２　募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに随時行うことができるものとする。

（広告主等の申込み）

第９条　広告掲載を行おうとする広告主等は、要綱第８条の規定に基づき、市長が定める期間内に申し込むものとする。

（広告主等の決定）

第１０条　市長は、要綱第９条第１項から第５項までの規定に基づき、広告掲載の可否及び広告主等を決定する。

（広告掲載内容の承諾）

第１１条　要綱第９条第６項の規定により通知を受けた者は、記載された掲載内容及び条件等に承諾できる場合は座間市広告掲載承諾書（第１号様式）を市長に提出するものとし、承諾できない場合は改めて市長と協議するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第１２条　広告主等は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

２　広告原稿は、広告主等の責任及び負担で作成するものとする。

（広告料の納入）

第１３条　広告主等は、要綱第１０条の規定に基づき広告掲載を開始する日の１５日前又は別途市が指定する期日までに、市長が送付する納入通知書により、一括納入するものとする。

（広告内容、デザイン等の審査及び協議）

第１４条　広告の内容及びデザイン等については、広報の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、市長と広告主等が必ず協議することとする。

２　デザイン等広告表現に関する基準は、第３条に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（広告掲載内容等の変更）

第１５条　市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブページ内容等が各種法令に違反している若しくはそのおそれがある又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第１６条　市長は、広告主等が前条の規定による求めに応じない場合又は要綱第１２条の規定に該当する場合は、広告主等への催告その他手続を経ることなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（広告掲載の取下げ）

第１７条　広告主は自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

２　前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

３　第１項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済の広告料は返還しない。

（広告掲載期間の延長）

第１８条　広告掲載期間内に、市の都合で市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が１日未満の場合は、この限りでない。

２　広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が１日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

（リンク先）

第１９条　広告主は、広告のリンク先のホームページを変更するときは、変更の１週間前までに市長に連絡するものとする。

（裁判管轄）

第２０条　この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、座間市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（疑義等の決定）

第２１条　この要領に疑義があるとき又はこの要領に定めのない事項については、市長と広告主等と別途協議の上定めるものとする。

（その他の事項）

第２２条　この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要領は、平成２１年７月１日から施行する。

２　座間市ホームページ広告取扱要領（平成１７年６月１日施行）は廃止する。

　　　附　則

この要領は、平成２５年１２月２７日から施行する。

附　則

　この要領は、平成２６年２月２６日から施行する。

附　則

　この要領は、令和元年１０月１５日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、令和２年１１月１９日から施行する。

第１号様式（要領第１１条関係）

座間市有料広告掲載承諾書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛て先）座間市長

　　　　　年　　月　　日付けで決定通知のあった下記の内容について、承諾します。

広告媒体

掲載期間　　　　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日

広告料　　　金　　　　　　円

広告料期限 年　　月　　日

広告原稿入稿期限 年　　月　　日

条件等

その他

所在地

名　称

代　表